審査事務規程の一部改正に係るパブリックコメントの募集について(実施結果) ~二輪自動車等のすれ違い用前照灯に係る前照灯試験機による審査方法の追加~

平成31年2月28日 <問い合わせ先> (独)自動車技術総合機構検査部検査課 電話 03-5363-3441(代表)

標記について、平成30年11月14日から12月15日までの間、ご意見を募集したところ、3通(項目数8件)のご意見をいただきました。

お寄せいただいたご意見とそれらに対する当機構の考え方について、以下のとおり取りまとめましたので公表いたします。なお、いただいたご意見は、適宜整理集約して掲載しております。

今回、貴重なご意見をお寄せいただいた方々には、御礼申し上げます。

## □ 寄せられたご意見の概要及び当機構の考え方は次のとおりです。

## ご意見の概要 保安基準そのものについては使用者、製造者共にメリットのある変更と考えますが、現在四輪車用に導入されているすれ違い用前照灯試験機と同様な技術上の問題が懸念されます。

現状のすれ違い用前照灯では、カットオフされた範囲についての照度基準が無い事から、主照射方向以外にも光が集まる点が存在します。

この光を既存のすれ違い用前照灯試験機では誤測定する事があり、最高照度点の計測不能が発生します。

(スクリーンで最も明るく照射されている点以外の所の数値を表示する等)

この事から、「すれ違い用前照灯試験機」 を別に導入するのではなく、

「現在の前照灯試験機でも対応可能な審査方法」を正式(永続的)な方法として確立することが現実的だと思われます。

2(2)「エルボー点を有する前照灯(協定 規則第98号及び112号)」の判断基準は どのように行うのでしょうか?

前照灯本体に協定規則の何号か記載があるのでしょうか?

## 自動車機構の考え方

ご意見ありがとうございます。

ご懸念の事項につきましては、四輪 自動車の事案を考慮した審査基準と しているため、計測不能な場合は発 生しないものと考えております。 ただし、計測不能な場合が万一発生

ただし、計測不能な場合が万一発生 した場合にあっては、走行用前照灯 で審査できるよう規定するなどその 対応には万全を期しています。

ご意見ありがとうございます。 協定規則に基づき認証された装置に 関しましては、当該灯火器に認可に 基づく E マークが付されておりま す。

また、四輪自動車と同様な配光であ る為、目視でも判断可能となってお ります。 ご意見ありがとうございます。 2(2)「四輪自動車において実施している 審査方法をベースとし」とは 灯火器の取付高さが 1mを超えた場 合など一部審査方法が異なるためこ 四輪の審査方法と同一(照射方向:エル ボー点、光度: 0.6D, 1.3L) のような表現とさせていただきまし との理解でよろしいでしょうか? た。 可能であれば、「ベースとし」という表 本改正に関し、ご理解・ご協力をよ 現でなく「同一とし」と ろしくお願い致します。 変更したほうが、誤解がないと思われま 2(2)「エルボー点がない前照灯(協定規 ご意見ありがとうございます。 則第 113 号)」の判断基準はどのように 協定規則に基づき認証された装置に 行うのでしょうか? 関しましては、当該灯火器に認可に 前照灯本体に協定規則の何号か記載が 基づく E マークが付されておりま あるのでしょうか? レンズ面が曇っている、エルボー点がぼ また、協定規則第113号はエルボー やけている、SAE 配光等の理由によっ 点がなく、水平な配光である為、目 て、配光のみでエルボー点がないと判断 視でも判断可能となっております。 しないような基準の検討が必要と思わ れます。 2(3)「現在の前照灯試験機でも対応可能 ご認識のとおりとなります。 な審査方法」は、四輪自動車と同じ審査 方法である「エルボー点を有する前照灯 (協定規則第98号及び112号)」も含ま れますか? ご意見ありがとうございます。 2(3)②1)「カットオフライン」とは水平 カットラインのみを指していますか? 「カットオフライン」につきまして エルボー点を有する場合、スクリーンH は、審査事務規程 1-3 用語の定義に 線より上に斜めカットラインが入って より定めております。 しまうため、どこのカットラインか明確 にしておく必要があると考えます。 平成32年7月1日以降の新車が対象 設備・体制整備等が整うまでの間は、 とはいえ、二輪自動車等のすれ違い用前 現在の前照灯試験機による審査方法 照灯審査に移行した場合、小型二輪認証 により審査できるよう規定してお 事業者の負担増に配慮されたい。 り、事業者の負担増にならないよう に対応しております。 四輪自動車での同様な移行時に検査場 ご意見のとおり対応させていただい 機器対応が遅れ混乱した経緯があるた ております。 め、十分な周知期間をおき、当面は現在 本改正に関し、ご理解・ご協力をよ の前照灯試験機による審査方法も認め ろしくお願い致します。 ること。